

俱楽部たより

2012.8

つるま法律俱楽部

署中お見舞い申し上げます

特別企画 森住 卓報告会

「フクシマの1年 チエルノブイリの26年」

世界の放射能汚染地域の取材を続けているフォトジャーナリスト
森住 卓さんの映像とお話を。一緒に考えてみましょう。



森住 卓
MORIZUMI TAKASHI
フォトジャーナリスト

日 時

2012年8月31日（金）

18時30分～21時

（18時開場・受付開始）

場 所

名古屋市公会堂4階ホール

（地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車4番出口徒歩2分）

参加費

500円（会員300円）

高校生以下無料

予約不要

予定していた当日の会場を、多くの皆様にご参加頂けるよう名古屋市公会堂4階ホールへ変更しました。ご家族、ご友人の方にもお声をかけていただきご参加頂けるようお願いいたします。

※詳細は同封のチラシをご覧下さい。

秋のつるま法律俱楽部 講座

「高齢者の税金ミニ知識」

- ① 年金受給と所得税（扶養控除、配偶者控除）の関係について…
- ② 相続税は今後どう改正されていくのか……等

とき 10月27日（土） 14時～16時

ところ 法律事務所4階奥会議室

講師 税理士 野村 正和先生（野村会計事務所）
(定員25名・事前申込要)

昭和区平和のつどい

とき 9月30日（日） 13時30分～

ところ 名古屋柳城短期大学体育館 名古屋市昭和区明月町2-54
(地下鉄御器所駅4番出口 南へ200メートル)

俱楽部行事報告 . . . 会員さんからのお声

春の東北ツアーリポート（4/22～24）

茶畠 瓦美

震災から1年過ぎた4月半ばに被災地を訪ね、陸前高田市役所防災対策室長、南三陸ホテル観洋の支配人、石巻の地元の方からお話を聞くことができました。

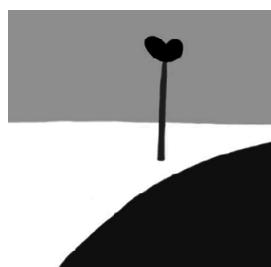
陸前高田市役所は屋上まで水が来て、約300人の職員のうち100人ほどが亡くなりました。ホテルのスタッフも被災者でありながら、宿泊客、避難して来た人約350人を受け入れました。スタッフは家族の安否も確認できなまま、避難者のお世話をされたと聞きました。



石巻では地元の方にバスに乗っていただき市内を回りました。この通りで何人亡くなった、小学校の子どもたちがこの丘に登って助かった、津波がさらって広く視野の開けた土地、そこにあるべきでない船や車や大きな廣告物のある土地。うず高く積み上げられた壊れたものたち。バスで何時間も走っても走っても走っても、ずっとそういう風景が続いていました。遊覧船で明るく笑顔で案内をしてくれた女性、両親も子どもも震災で亡くされ一人になってしまったと後から知りました。

被災地からは「私たちはがんばっている。忘れないでほしい」というメッセージを強く感じました。長くかかる復興の道のり、町の復興という大きな視点と、被災者ひとり一人に寄り添う細かな視点の両方を、忘れてはいけないと思いました。

法律俱楽部のツアーリポートに初めて参加しましたが、参加者の皆様が魅力的な人ばかりで、人の輪が広がり、実り多い旅でした。又参加したいです。



（茶畠和也が陸前高田の奇跡の一本松のイメージで描いたハートの絵です。）

谷尚典さん（私のサンティアゴ巡礼の著者）の お話を聞く会に参加して（5/19）

大森 鶴正

キリスト教の三大巡礼地、エルサレム、ローマ、サンティアゴ。まだ何処へも行ったことはないが、なぜかこのうちの世界遺産「サンティアゴ巡礼路」を3年前より歩いてみたくなった。道の世界遺産である「紀伊山地の霊場と参詣道」もまだ完歩してないのに。目に留まった紀行文や巡礼路の地図を眺めて想像していた。

そんな折、今年になって中日新聞で谷尚典氏の「私のサンティアゴ巡礼」(風媒社刊)の記事をみつけ、早速本屋に注文、取り寄せ読んだ。写真が多く、文章も読みやすく、アッという間に読んでしまった。

そして、先日はつるま法律俱楽部で著者、谷尚典氏に直接巡礼の話を聞く機会が与えられた。ブドウ

（3頁へつづく）

(2頁のつづき)

畑の中に続く道と蛇口をひねると出てくるワインの話。途中で出会った各国の巡礼者のこと。バルと食事の話。巡礼宿の話。スペイン語のこと。怪我のこと。淡々と話される谷氏のお話は、体験者の自信に満ちた内容のものであった。話は尽きない。講演会の後は、地下の居酒屋で飲みながら、ビールやワインなどのスペイン語訳等々お聞きしながら夜も更けていった。体験者 谷尚典氏に身近に相談ができるようになったことを喜んでいるが、自分の実現は何時のことやら…

遺言と相続の際は専門家の意見を

鶴舞総合法律事務所

弁護士 小島高志

高齢者特有の問題についてはこれまでに何度も学習会を開いてきました。遺言書の書き方についても勉強しました。市中の書籍、パンフレット等々、知識の源は豊富です。

しかし生兵法は怪我のもともといいます。ご自分の知識、判断だけでうまく行くとは限りません。

遺言について

一見法的に問題がないように見える遺言でも、そのとおりにすぐ実現できなかったり、予想外の紛争を招く場合があります。子どもを不当に？不公平に扱って家族対立を生じさせる例があります。税法上の評価を誤って相続税がかからないと見込んでいたため遺族が振り回される例、多額の費用がかかるので実行に移せない例もあります。遺言書どおり土地の名義書換を済ませて何年か後に建物建築に着工したところで、他の相続人から異議が出されて銀行融資が止り、工事中断の違約金を請求されるという例もあります。遺言が不十分なため信託や証券を換金できず、相続税が期限内に払えない例もあります。これらの不都合はごくごく一例に過ぎません。ちょっとした準備や工夫、ノウハウによってこのような事態を避けられることも多いのです。

遺言の執行は、民法関係はもちろん、金融機関実務、登記・登録実務、税法等とも深く関係し、人の気持ちにも関係します。遺言を作成する際は、遺言が速やかに実現され、余分な混乱や争いを招かぬよう、是非事前に弁護士にご相談いただきたいと思います。

相続について

不動産を相続したつもりでも被相続人からの名義書き換えをしないまま代替わりが進み、法定相続人の範囲が広がってしまって名義書換ができなくなったという例がしばしば見られます。調査してみたら外国在住者を含め全国に75名の法定相続人がいた例もありますが、様々な手法を駆使すれば解決の道筋が見えて来るものです。

仲良く育てた子どもたちだからうまく解決するだろうという期待が裏切られることはしばしばです。生半可な知識で争いをけしかける人がいると、紛争があらぬ方向に発展しがちです。様々な法律問題、考え方があるのであから、みなさんの知識を活用するに際しても、いまいちど弁護士に相談していただきたいと思います。

会員リンク

写真集「沖縄道ジユネー 犠牲と抵抗の歳月」を出版して

浅見裕子

沖縄へのオスプレー配備のニュースが連日伝えられています。8月5日に「配備抗議集会」が予定されていますが、炎天下の宜野湾海浜公園へ沖縄びとはまた家族連れて黙々と集まって来ることでしょう。生活の一部になってしまっている抗議行動、私は本当に理不尽だと思います。一日も早く沖縄びとが「安全で安心な暮らし」を取り戻せるように、願いを込めて写真集を作りました。そしてまた、「沖縄問題」は「日本の問題」でもある、1996年の「日米安保の再定義」の具体化が、まず沖縄で露出を始めたことをお伝えしたいと思っています。

(詳細は同封のチラシをご覧下さい)

ご協力お願いします

名張毒ぶどう酒事件・奥西勝さんの釈放を求める要請書を同封いたします。

ご協力して頂ける方は、法律事務所宛早急に送っていただけるようお願いいたします。

つるま法律倶楽部会員のみなさんへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい。～

暮らしの中での困り事はありませんか？

- ・こういうことをどこに相談したらいいの？
- ・こんなことをわざわざ弁護士さんに聞いていいの？
お一人で悩んでいませんか。



まずは、お気軽に法律事務所へお電話でお尋ねください。

◎相談受付 平日午前10時～午後5時

事前に必ず電話予約をお願いします。

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

お気軽に電話予約の際にお尋ね下さい。

◎電話相談 簡単で短時間のご相談は電話でもお受けできます。

低山歩こう会

次回秋の山行は、現在世話人で検討中です。（たより5月号記載予定は変更になります）

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

つるま法律倶楽部は6月から新年度になりました。

今年度の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させて頂きますので年会費3000円の納入をよろしくお願ひ致します。

尚、住所変更、退会等はご連絡をお願いします。

つるま法律倶楽部は、郵便局通帳からの会費の自動引き落としを行っています。手数料、手間等の軽減になりますので、ぜひご利用ください。

法律事務所夏季休暇のお知らせ

8月11日（土）～19日（日）

ご迷惑をおかけいたしますが、宜しくお願ひいたします。

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティプラザ御器所4F
地下鉄御器所2番出口東へ徒歩2分

鶴舞総合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851